

千葉県誕生150周年記念いちかわ芸術祭協賛要領

1. 趣旨

この要領は、「千葉県誕生150周年記念いちかわ芸術祭」（以下「いちかわ芸術祭」という。）の開催の趣旨に賛同する企業及び団体等並びに個人からの協賛金に関し、必要な事項を定める。

2. 協賛金

協賛金は1口10,000円とし、いちかわ芸術祭の開催を目的とする資金として活用する。

3. 協賛金の使途

- (1) 協賛金は、いちかわ芸術祭開催のための開催経費に充当する。
- (2) 協賛金は、前項の他、千葉県誕生150周年記念いちかわ芸術祭実行委員会（以下「実行委員会」という。）の協議により必要とされる支出に充てることができる。

4. 協賛による特典

いちかわ芸術祭に関わる広告物に、協賛者等の名称を別表1のとおり掲載することができる。ただし、掲載する広告については、協賛者の広告に限るものとし、その権利を第三者に譲渡することはできない。

5. 協賛の手続

協賛金の申込は、様式第1号に必要事項を記入し提出するものとする。

6. 協賛金の管理

協賛金の管理は実行委員会が行うこととし、実務は会計が執り行うものとする。

7. その他

- (1) 名称掲載内容について、以下に該当する場合はこれを受領しないものとする
 - ・ いちかわ芸術祭の趣旨に反すると認められるもの。
 - ・ 法令等に違反すると認められるもの。
 - ・ 公の秩序若しくは善良な風俗を乱す恐れがあると認められるもの。
 - ・ 政治活動、宗教活動、風俗営業等に関わるものと認められるもの。
 - ・ 個人の氏名を宣伝する目的のものと認められるもの。

- (2) いちかわ芸術祭がやむを得ない事情で中止になった場合でも、協賛金等は原則として返還しない。
- (3) 協賛に関して疑義が生じた場合は、互いに協議のうえ誠意をもって解決にあたるものとする。

(別表1)

区分	25万円未満	25万円以上 50万円未満	50万円以上
いちかわ芸術祭 特設サイト掲載	企業・団体名ロゴ (小)	企業・団体名ロゴ (中)	企業・団体名ロゴ (大)
協賛ボード掲載 (会場に設置)	企業・団体名ロゴ (小)	企業・団体名ロゴ (中)	企業・団体名ロゴ (大)
会場案内マップ (会場にて配布)	企業・団体名ロゴ (小)	企業・団体名ロゴ (中)	企業・団体名ロゴ (大)

(備考) 名称・ロゴ等掲載の順番は協賛金額の多い順とし、同額であれば五十音順とする。